

通所介護重要事項説明書

1. 通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 みぶ福祉会
代表者名	益田 正美
所在地・連絡先	(住所) 広島県山県郡北広島町壬生 901 番地 (電話) 0826-72-7700 (FAX) 0826-72-7800

2. 事業所の概要

(1) 事業所名および事業所番号

事業所名	デイサービスセンター「正寿園」
所在地・連絡先	(住所) 広島県山県郡北広島町壬生 901 番地 (電話) 0826-72-7700 (FAX) 0826-72-7800
事業所番号	3473500357
管理者の氏名	原 美穂子
利用定員（1日）	25名

(2) 事業所の職員体制

	人数	職務の内容
管理者	1人	特養・短期入所と兼務
生活相談員	1人以上	専任1人 デイ介護職員と兼務
看護職員	1人以上	機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	1人以上	看護職員と兼務
介護職員	3人以上	専任2人以上 デイ生活相談員と兼務

管理栄養士	1人以上	特養・短期入所と兼務
-------	------	------------

(3) 職員の勤務体制

業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	4週8休
介護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	4週8休
看護職員	日勤（10：00～16：00）	
機能訓練指導員	日勤（10：00～16：00）	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	4週8休

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	北広島町・安芸高田市（美土里町・八千代町）
---------	-----------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	営業時間（サービス提供時間）
月曜日から土曜日	10：00～16：00

営業しない日	日曜日／祝日／5月最終土曜日／8月14日～16日／12月29日～1月3日
--------	--------------------------------------

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 12:00 ~ 12:30 ・利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 ・食事サービスの利用は任意です。
入 浴	・入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。 ・入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機 能 訓 練	・機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生 活 指 導	・利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健 康 チェ ッ ク	・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相 談 及 び 援 助	・利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	・ご自宅から施設までの送迎を行います。 ・送迎サービスの利用は任意です。

イ 費用

別紙「通所介護 利用料金説明書」に記載。

(2) 利用料等のお支払方法

毎月、10日頃に前月分の請求をいたしますので、20日までに現金を持参されるか又はゆうちょ銀行からの自動引落の方法でお支払いください。

※入金確認後、領収証を発行します。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

この事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

- ①事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ②事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) その他

事項	内容
通所介護計画の作成及び事後評価	<ul style="list-style-type: none">・当園では、利用される方の心身の状況やご希望、環境を踏まえて、機能訓練などの目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した、通所介護計画を作成します。・この通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。・通所介護計画は、利用者及びご家族に説明のうえ、交付します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価します。
従業員研修	所内全体研修に年5～6回、所外職種別研修に年1～2回参加しています。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

1) 苦情解決責任者 施設長 原 美穂子

2) 苦情受付担当者 生活相談員 中條 俊

3) 第3者委員 (氏 名) (連 絡 先) (電話番号)
 岡本 栄得 北広島町川西307 0826-72-2538

4) 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を希望した場合）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 国保連合会、市町村の紹介

本事業所で解決できない苦情は、住所地の区役所及び役場または、以下の所に申し立てることができます。

広島県国民健康保険団体連合会

住所 広島市中区東白島町19番49号

電話 (082) 554-0783

北広島町役場 福祉課介護保険係

住所 山県郡北広島町有田1234番地

電話 0826-72-7352

安芸高田市役所 福祉保健部保険医療課

住所 安芸高田市吉田町吉田791

電話 0826-42-5618

(5) 広島県施設サービス運営適正化委員会の紹介

本事業者で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

【広島県社会福祉協議会連絡先】

(住所) 広島市南区比治山本町12-2

(電話番号) (082) -254-3419

(ファックス) (082) -569-6161

7 緊急時等における対応方法

事故及びサービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、緊急時連絡先（ご家族等）、及び居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。必要に応じて市町へ連絡・報告を行います。

下記緊急連絡先の方に連絡が取れない場合は、他のご家族にご連絡をさせて頂くことがあります。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	

8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム正寿園 消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	壬生3区町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム正寿園 消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特養と共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし
	非常階段	あり	屋内消火栓	7箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	6箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			

消防計画等	消防署への提出日：令和4年10月1日 防火管理者：中本 清宏
-------	-----------------------------------

9 事故発生時の対応

事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行います。

10 サービスの中止・変更

感染症等や天候不順または災害等によりサービスの継続・実施が困難な場合には、利用者又はご家族に連絡の上、サービスを中止又は変更する場合があります。

11 持参金について

(1) 事業所を利用するには、基本お金は持参しないでください。

(2) やむを得ずお金を持参した場合は本人が鍵付きロッカーに入れ、自己責任で管理してください。
(鍵を紛失した場合は、鍵作成費用をご負担いただきます)

(3) お金をロッカーに入れず紛失した場合には事業所は責任を負いかねます。

12 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

附則

この重要事項説明書は、令和3年4月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和4年10月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和5年4月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和5年8月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和5年9月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和6年4月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和6年10月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和7年3月1日に改正する。

個人情報の利用目的

個人情報は、個人情報保護法に基づいて適切に取り扱います。

利用者および利用者の家族などの個人情報については、必要最小限の範囲で使用する利用目的を以下のとおり定めます。

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 施設内でネームプレート・写真・生年月日・自作品等の掲示に伴い、第三者に見られる場合
- (6) その他、サービス提供で必要な場合
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- (8) 民生委員からの照会への対応（入所・通所の有無、入所・利用中の状況）

施設等サービス利用時のリスクについての説明書

当事業所では、利用者様が快適な生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- 1、高齢者の骨はもろく、寝返りや咳・くしゃみの他、通常に対応・歩行時の転倒・ベッドや車いすからの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷などの恐れがあります。
- 2、高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 3、高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 4、高齢者は免疫力の低下により、感染症や疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい状態にあります。状況によっては面会を制限、禁止させていただく場合もあります。
- 5、加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力（嚥下機能）が低下します。咳をする等の機能も低下し、誤嚥・誤飲・窒息等の危険性が高い状態にあります。
- 6、認知症により記憶障害や知的機能の低下の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現する場合があります。徘徊や昼夜逆転・攻撃的行為・せん妄等を起こす可能性があり、時間を構わず失踪も考えられます。
- 7、義歯を遺失したり、場合によっては飲み込まれることもあります。また、開口を拒まれる場合は、食物が残る等、口腔衛生を十分行うことができないことがあります。
- 8、高齢者であることにより全身状態が急に悪化し不慮の事故や、脳や心臓等の疾患によっては急変・急死される場合もあります。
- 9、本人の全身状態が急変した場合は、医師の判断で病院に緊急搬送することがあります。

ご自宅と同様に、老人福祉施設は生活の場であり病院と同じような治療は出来ません。しかし、事故が発生した場合には、利用者様ご家族等に対し速やかに状況を報告・説明し、その被害拡大防止を図る等必要な措置を講じます。万一事故が発生した場合は、施設よりお見舞程度の補償金が出る場合もありますが、入院費や通院費は個人負担となりますので何卒ご理解いただきますようお願いいたします。なお、説明でわからないことは遠慮なくお尋ねください。

写真・映像等の撮影・掲載承諾

医療法人明和会・社会福祉法人みぶ福祉会・株式会社楽生舎・株式会社益水（以下：明和会グループ）は、入所中の様子などを広報誌、ホームページ、SNS等を通じて発信しております。施設内行事や日頃の様子を以下に定める使用目的及び使用範囲で使用することについて、ご理解いただければと思います。

（１） 本動画等の使用目的

① 明和会グループの宣伝・広告のための利用

・ 広報誌、ホームページ、バナー広告、SNS等あらゆる媒体・方法による、広報を目的とした使用

② サービス向上・開発のための利用

・ サービス向上及び新たなサービス開発を目的とした利用

（２） 使用範囲

① 本動画は、以下の者が使用します。

・ 明和会グループ

・ 明和会グループの業務の全部又は一部の業務を委託された第三者

② 本動画の使用地域、使用期間の定めはありません。

・ 退所された後、お亡くなりになった後も使用する場合があります。

・ 本動画等をインターネット上に公開する場合、日本国内に限らず公開されることもあります。

（３） 承諾の内容

① 私は本動画の使用について、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、その他の一切の権利を主張及び行使しません。

② 私は、貴社に対し、私の全身及び身体の一部を撮影し、撮影した本動画等の公表・使用・出版等いかなる利用についても承諾します。

③ 私は、本動画の使用について、公表・使用・出版等一切の利用行為にかかる写真、動画等の選択、創作・変形・合成等その作品の表現についての異議申し立てを一切行いません。

④ 私は、本動画等の使用について、著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む）、著作者人格権等の権利の主張、行使その他何らの請求（金銭的請求に限らない）をしません。

同意します

・

同意しません

当事業者は、重要事項説明書及び別紙1、別紙2に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項を説明し、交付しました。

令和 年 月 日

事業者	住所 広島県山県郡北広島町壬生901番地 事業者（法人）名 社会福祉法人 みぶ福祉会 施設名 デイサービスセンター「正寿園」 （事業所番号） 3473500357 代表者名 施設長 原 美穂子
-----	--

説明者	職名 生活相談員
-----	----------

氏名

私は、重要事項説明書及び別紙1、別紙2に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意するとともに、重要事項説明書を交付されました。

令和 年 月 日

利用者	氏名	印
-----	----	---

身元引受人 または 代理人(選任された場合)	氏名	印
---------------------------	----	---

家族代表	氏名	印
------	----	---

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 みぶ福祉会
代表者名	益田 正美
所在地・連絡先	(住所) 広島県山県郡北広島町壬生 901 番地 (電話) 0826-72-7700 (FAX) 0826-72-7800

2. 事業所の概要

(1) 事業所名および事業所番号

事業所名	デイサービスセンター「正寿園」
所在地・連絡先	(住所) 広島県山県郡北広島町壬生 901 番地 (電話) 0826-72-7700 (FAX) 0826-72-7800
事業所番号	3473500357
管理者の氏名	原 美穂子
利用定員（1日）	25名

(2) 事業所の職員体制

従業者の種類	人数	職務の内容
管理者	1人	特養・短期入所と兼務
生活相談員	1人以上	専任1人 デイ介護職員と兼務
看護職員	1人以上	機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	1人以上	看護師と兼務
介護職員	3人以上	専任2人以上 デイ生活相談員と兼務
管理栄養士	1人以上	特養・短期入所と兼務

(3) 職員の勤務体制

業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	4週8休
介護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	4週8休
看護職員	日勤（10：00～16：00）	
機能訓練指導員	日勤（10：00～16：00）	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）	4週8休

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	北広島町・安芸高田市（美土里町・八千代町）
---------	-----------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	営業時間（サービス提供時間）
月曜日から土曜日	10：00～16：00

営業しない日	日曜日／祝日／5月最終土曜日／8月14日～16日／12月29日～1月3日
--------	--------------------------------------

3 サービスの内容

種類	内容
食事	(食事時間) 12：00 ～ 12：30 ・利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 ・食事サービスの利用は任意です。
入浴	・入浴又は清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。 ・入浴サービスの利用は任意です。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

機能訓練	・機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活指導	・利用者の生活面での指導・援助を行います。 ・各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	・利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	・ご自宅から施設までの送迎を行います。 ・送迎サービスの利用は任意です。

4 利用料

原則として料金表の料金が利用者の負担額（1割）となります。但し一定以上の所得のある方は2～3割となります。（介護保険負担割合証による）また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

事業対象者は、介護予防ケアマネジメントに基づくケアプラン（以下「ケアプラン」という）に応じて要支援1または要支援2の方と同額になります。

【料金表】

○基本料金

介護予防認定者	要支援1	要支援2
事業対象者	ケアプランにて要支援1と同程度のサービスが必要とされた方	ケアプランにて要支援2と同程度のサービスが必要とされた方
1ヶ月当たり	1,798円	3,621円

○加算（一定の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます）

種 類	利用料（1ヶ月につき）	
	要支援1	要支援2
生活機能向上グループ活動加算	100円	
サービス提供強化加算（Ⅰ）		
〃 （Ⅱ）	88円	176円
〃 （Ⅲ）	72円	144円
（※職員の体制により変更あり）	24円	48円
栄養アセスメント加算	50円	
科学的介護推進体制加算	40円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	9.2%	
（※職員の体制により変更あり）（Ⅱ）	9.0%	

○減算 (一定の要件を満たす場合、上記の基本料金から以下の料金が減算されます)

種 類	利用料
同一建物に対する減算	要支援1 - 376円
	要支援2 - 752円

○ その他の費用

種類	内容	利用料
交通費	送迎実施地域を出た地点より実費を請求します。	1km : 60円
食費	食事をとられた場合頂きます。	1食 : 720円
特別食 (治療食)	糖尿病食・腎臓食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食等の治療食を提供した場合、食費に加算した費用を頂きます。	1食 : 40円
行事食	希望により行事食を食された場合、食費に加算した費用を頂きます。	1食 : 400円
オムツ代	使われた枚数を実費請求します。 (料金は1枚ごとの料金となります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・紙オムツ 170 ・パット 35円 ・テープ付きパット 35円 ・ビッグパット 50円 ・はくパンツ 170円
学習療法受講費用	学習療法を受講される場合に頂きます。	1ヶ月 3,000円
キャンセル料	当日キャンセルされた方は、食材料費として、キャンセル料が発生します。	720円

(2) 利用料等のお支払方法

毎月、10日頃に前月分の請求をいたしますので、20日までに現金を持参されるか又はゆうちょ銀行からの自動引落の方法でお支払ください。

(他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出ください。)

※入金確認後、領収証を発行します。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

この事業は、居宅において要支援者又は事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な第一号通所サービス（介護予防通所介護相当）を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及び契約書の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図りながら総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) その他

事項	内容
第一号通所サービス (介護予防通所介護相当) 計画 (以下「サービス計画」という) の作成	<ul style="list-style-type: none">・当園では、あなたの心身の状況やご希望、環境を踏まえて、機能訓練などの目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した、サービス計画を作成します。・このサービス計画は、介護予防サービス計画またはケアプランが作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。
従業員研修	<ul style="list-style-type: none">・所内全体研修に年5～6回、所外職種別研修に年1～2回参加しています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

1) 苦情解決責任者 施設長 原 美穂子

2) 苦情受付担当者 生活相談員 中條 俊

3) 第三者委員 (氏 名) (連 絡 先) (電話番号)
岡本 栄得 北広島町川西 3 0 7 0826-72-2538

4) 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を希望した場合）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
 - イ 第三者委員による解決案の調整、助言
 - ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認
- (4) 国保連合会、市町村の紹介

本事業所で解決できない苦情は、住所地の区役所及び役場または、以下の所に申し立てることができます。

広島県国民健康保険団体連合会

住所 広島市中区東白島町19番49号

電話 (082) 554-0783

北広島町役場 福祉課介護保険係

住所 山県郡北広島町有田1234番地

電話 0826-72-7352

安芸高田市役所 福祉保健部保険医療課

住所 安芸高田市吉田町吉田791

電話 0826-42-5618

- (5) 広島県施設サービス運営適正化委員会の紹介

本事業者で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

【広島県社会福祉協議会連絡先】

(住所) 広島市南区比治山本町12-2

(電話番号) (082) - 254-3419

(ファックス) (082) - 569-6161

7 第三者評価の実施状況 無

8 緊急時等における対応方法

事故及びサービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、緊急時連絡先（ご家族等）、及び居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。必要に応じて市町へ連絡・報告を行います。

下記緊急連絡先の方に連絡が取れない場合は、他のご家族にご連絡をさせて頂くことがあります。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム正寿園 消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	壬生3区町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム正寿園 消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特養と共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし
	非常階段	あり	屋内消火栓	7箇所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	6箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への提出日：令和4年10月1日 防火管理者：中本 清宏			

1 0 事故発生時の対応

事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行います。

1 1 サービスの中止・変更

感染症等や天候不順または災害等によりサービスの継続・実施が困難な場合には、利用者又はご家族に連絡の上、サービスを中止又は変更する場合があります。

1 2 持参金について

(1) 事業所を利用する際には、基本お金は持参しないでください。

(2) やむを得ずお金を持参した場合は本人が鍵付きロッカーに入れ、自己責任で管理してください。

(鍵を紛失した場合は、鍵作成費用をご負担いただきます)

(3) お金をロッカーに入れず紛失した場合には事業所は責任を負いかねます。

1 3 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証および介護保険負担割合証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

附則

この重要事項説明書は、令和元年10月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和2年2月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和3年4月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和4年10月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和5年4月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和5年8月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和5年9月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和6年4月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和6年10月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和7年3月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和7年11月1日に改正する。

この重要事項説明書は、令和8年3月1日に改正する。

個人情報の利用目的

個人情報は、個人情報保護法に基づいて適切に取り扱います。

利用者および利用者の家族などの個人情報については、必要最小限の範囲で使用する利用目的を以下のとおり定めます。

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、地域包括支援センター（または介護支援専門員）、介護予防・生活支援サービス事業者、保険者等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 施設内でネームプレート・写真・生年月日・自作品等の掲示に伴い、第三者に見られる場合
- (6) その他、サービス提供で必要な場合
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合
- (8) 民生委員からの照会への対応（入所・通所の有無、入所・利用中の状況）

施設等サービス利用時のリスクについての説明書

当事業所では、利用者様が快適な生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- 1、高齢者の骨はもろく、寝返りや咳・くしゃみの他、通常に対応・歩行時の転倒・ベッドや車いすからの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷などの恐れがあります。
- 2、高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 3、高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 4、高齢者は免疫力の低下により、感染症や疥癬等の感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい状態にあります。状況によっては面会を制限、禁止させていただく場合もあります。
- 5、加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力（嚥下機能）が低下します。咳をする等の機能も低下し、誤嚥・誤飲・窒息等の危険性が高い状態にあります。
- 6、認知症により記憶障害や知的機能の低下の他に、心理・行動障害（周辺症状）が出現する場合があります。徘徊や昼夜逆転・攻撃的行為・せん妄等を起こす可能性があり、時間を構わず失踪も考えられます。
- 7、義歯を遺失したり、場合によっては飲み込まれることもあります。また、開口を拒まれる場合は、食物が残る等、口腔衛生を十分行うことができないことがあります。
- 8、高齢者であることにより全身状態が急に悪化し不慮の事故や、脳や心臓等の疾患によっては急変・急死される場合もあります。
- 9、本人の全身状態が急変した場合は、医師の判断で病院に緊急搬送することがあります。

ご自宅と同様に、老人福祉施設は生活の場であり病院と同じような治療は出来ません。しかし、事故が発生した場合には、利用者様ご家族等に対し速やかに状況を報告・説明し、その被害拡大防止を図る等必要な措置を講じます。万一事故が発生した場合は、施設よりお見舞程度の補償金が出る場合もありますが、入院費や通院費は個人負担となりますので何卒ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、説明でわからないことは遠慮なくお尋ねください。

写真・映像等の撮影・掲載承諾

医療法人明和会・社会福祉法人みぶ福祉会・株式会社楽生舎・株式会社益水（以下：明和会グループ）は、入所中の様子などを広報誌、ホームページ、SNS等を通じて発信しております。施設内行事や日頃の様子を以下に定める使用目的及び使用範囲で使用することについて、ご理解いただければと思います。

（１） 本動画等の使用目的

① 明和会グループの宣伝・広告のための利用

・ 広報誌、ホームページ、バナー広告、SNS等あらゆる媒体・方法による、広報を目的とした使用

② サービス向上・開発のための利用

・ サービス向上及び新たなサービス開発を目的とした利用

（２） 使用範囲

① 本動画は、以下の者が使用します。

・ 明和会グループ

・ 明和会グループの業務の全部又は一部の業務を委託された第3者

② 本動画の使用地域、使用期間の定めはありません。

・ 退所された後、お亡くなりになった後も使用する場合があります。

・ 本動画等をインターネット上に公開する場合、日本国内に限らず公開されることもあります。

（３） 承諾の内容

① 私は本動画の使用について、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、その他の一切の権利を主張及び行使しません。

② 私は、貴社に対し、私の全身及び身体の一部を撮影し、撮影した本動画等の公表・使用・出版等いかなる利用についても承諾します。

③ 私は、本動画の使用について、公表・使用・出版等一切の利用行為にかかる写真、動画等の選択、創作・変形・合成等その作品の表現についての異議申し立てを一切行いません。

④ 私は、本動画等の使用について、著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む）、著作者人格権等の権利の主張、行使その他何らの請求（金銭的請求に限らない）をしません。

同意します

・

同意しません

当事業者は、重要事項説明書及び別紙1、別紙2に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明し、交付しました。

令和 年 月 日

事業者 住所 広島県山県郡北広島町壬生901番地
事業者（法人）名 社会福祉法人 みぶ福祉会
施設名 デイサービスセンター「正寿園」
（事業所番号） 3473500357
代表者 施設長 原 美穂子

説明者 職名 生活相談員
氏名

私は、事業者より重要事項説明書及び別紙1、別紙2に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受け、同意するとともに、重要事項説明書を交付されました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 印

身元引受人 または 氏名 印
代理人(選任された場合)

家族代表 氏名 印